

川西市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 02：中央北地区特定土地 区画整理事業 ○事業内容 中央北地区における都市 基盤や都市施設の整備及 び適切な土地利用の促進 ○実施時期 平成22年度～ ※工事着手は平成25年度 以降	○実施主体 川西市	○位置付け 中央北地区は、中心市街地の 将来における総合的発展と、中 央北地区の生活環境改善を図る ために策定された「中央北地区 土地利用構想」の区域であり、 当該地区の新しいまちづくりと して位置付けている。住宅街区 整備事業の手法を土地区画整理 事業に変更し、都市基盤整備と 生活環境の改善を行うことによ り、魅力的な中心市街地の創造 に寄与する。 ○必要性 この事業は、中心市街地の活 性化に向けて、当地区と川西能 勢口駅周辺との総合的なまちづ くりを行うものであり、中心市 街地における「安全で便利な『か わにしのせぐち』の創造」に必 要な事業であり、「魅力的で活 気のある『かわにしのせぐち』 の創造」及び「楽しみながら回 遊したくなる『かわにしのせぐ ち』の創造」の目標達成のため に寄与するものである。	○支援措置名 <u>社会資本整備総                      合交付金（都市                      再生土地区画整                      理事業）</u> ○実施時期 <u>平成23年度～</u>		(4)からの移設				

<p>○事業名 04：都市計画道路せせらぎ遊歩道新設事業</p> <p>○事業内容 都市計画道路せせらぎ遊歩道の整備</p> <p>○実施時期 平成22年度～ ※工事着手は平成25年度以降</p>	<p>○実施主体 川西市</p>	<p>○位置付け 都市計画道路せせらぎ遊歩道は「中央北地区土地利用構想」の中で、当該地区の中心的な生活軸となる遊歩道として位置付けている。中央北地区だけでなく、中心市街地全体の回遊性を図るためのシンボリックな遊歩道として整備することにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p>○必要性 この事業は、より安全で快適なシンボル空間を整備することにより、来街者の回遊促進に寄与するものであり、中心市街地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>	<p>○支援措置名 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生土地地区画整理事業）</u></p> <p>○実施時期 <u>平成23年度～</u></p>		<p>(4)からの移設</p>					
--	----------------------	--	---	--	-----------------	--	--	--	--	--

(2)②～(3)略

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>(2)①～移設</p>				

(2)②～(3)略

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 02：中央北地区特定土地地区画整理事業</p> <p>○事業内容 中央北地区における都市基盤や都市施設の整備及び適切な土地利用の促進</p> <p>○実施時期 平成22年度～ ※工事着手は平成25年度以降</p>	<p>○実施主体 川西市</p>	<p>○位置付け 中央北地区は、中心市街地の将来における総合的発展と、中央北地区の生活環境改善を図るために策定された「中央北地区土地利用構想」の区域であり、当該地区の新しいまちづくりとして位置付けている。住宅街区整備事業の手法を土地地区画整理事業に変更し、都市基盤整備と生活環境の改善を行うことによ</p>	<p>○支援措置名 <u>支援措置なし</u></p> <p>○実施時期</p>	<p><u>社会資本整備総合交付金（都市再生土地地区画整理事業）の活用を検討</u></p>

								り、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。 ○必要性 この事業は、中心市街地の活性化に向けて、当地区と川西能勢口駅周辺との総合的なまちづくりを行うものであり、中心市街地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。			
○事業名 03：都市計画道路火打滝山線東側歩道拡幅事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○事業名 03：都市計画道路火打滝山線東側歩道拡幅事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) ①へ移設						○事業名 04：都市計画道路せせらぎ遊歩道新設事業 ○事業内容 都市計画道路せせらぎ遊歩道の整備 ○実施時期 平成22年度～ ※工事着手は平成25年度以降	○実施主体 川西市	○位置付け 都市計画道路せせらぎ遊歩道は「中央北地区土地利用構想」の中で、当該地区の中心的生活軸となる遊歩道として位置付けている。中央北地区だけでなく、中心市街地全体の回遊性を図るためのシンボリックな遊歩道として整備することにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。 ○必要性 この事業は、より安全で快適なシンボル空間を整備することにより、来街者の回遊促進に寄与するものであり、中心市街地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。	○支援措置名 <u>支援措置なし</u> ○実施時期	社会資本整備総合交付金 (都市再生土地地区画整理事業)の活用を検討	

○事業名 05：回遊動線形成促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 06：川西能勢口駅東整備構想策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 07：まちなか“時遊スポット”創出&回遊ネットワーク構築事業『みつなかホール周辺（仮称）花の道及び駐車場整備事業』 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 08：まちなか“時遊スポット”創出&回遊ネットワーク構築事業『みつなかホール・ドラゴンランドへの動線整備計画の検討』 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○事業名 05：回遊動線形成促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 06：川西能勢口駅東整備構想策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 07：まちなか“時遊スポット”創出&回遊ネットワーク構築事業『みつなかホール周辺（仮称）花の道及び駐車場整備事業』 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 08：まちなか“時遊スポット”創出&回遊ネットワーク構築事業『みつなかホール・ドラゴンランドへの動線整備計画の検討』 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 09：まちなか“時遊スポット”創出&回遊ネットワーク構築事業『情報配信システム構築事業』 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名： 09：まちなか“時遊スポット”創出&回遊ネットワーク構築事業『情報配信システム構築事業』 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>○事業名 14：まちなか“時遊スポット”創出&amp;回遊ネットワーク構築事業『コミュニティ・スペースにぎわい空間整備事業』</p> <p>○事業内容 アステホールのにぎわい空間整備</p> <p>○実施時期 <u>平成 25～26 年度</u></p>	<p>○実施主体 <u>川西市</u></p>	<p>○位置付け アステホールは、講演会や各種発表会などに利用できる約500㎡の多目的ホールで、「駅周辺都市整備計画基本構想」の川西能勢口駅南地区第2種市街地再開発事業により建設されたアステ川西内の6階にあり、公益的な多目的ホールとして、文化活動や芸術活動の向上のために、多くの市民に活用されている。</p> <p>コミュニティ・スペースにぎわい空間整備事業は、<u>行政サービスの向上に加え</u>、市民や来街者の文化・音楽・交流などのニーズの高まりと多様な用途への対応のために位置付けており、<u>アステホールを含む6階フロアすべてを川西都市開発株式会社から川西市が購入し</u>、ホールの音響・防音・照明設備と内装の改修工事を行い<u>市民ホールとして活用するとともに</u>、各種行政案内・相談・住民票等の証明書引き渡し交付の窓口、未就学児の一時預かり、市民ギャラリー及び生涯学習センターを備えた多機能型市民サービスセンターを6階フロアに整備することにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p>○必要性 この事業は、中心市街地における文化活動と教育活動の向上を促進し、回遊・滞留・交流の拠点とし、中心市街地における高度な文化創造空間に資するものであり、中心市街地における「魅力的で便利な『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>	<p>○支援措置名 <u>中心市街地再活性化特別対策事業</u></p> <p>○実施時期 <u>平成 25～26 年度</u></p>			<p>(4)からの移設</p>					
--	-----------------------------	--	--	--	--	-----------------	--	--	--	--	--

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 1 1 : 一時子ども預かり所 開設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 1 2 : 地域子育て支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 1 3 : 市立中央図書館子ども 読書サポーター事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ①へ移設

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 1 1 : 一時子ども預かり所 開設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 1 2 : 地域子育て支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 1 3 : 市立中央図書館子ども 読書サポーター事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○事業名 1 4 : まちなか“時遊スポット” 創出&回遊ネットワーク構築事業『 コミュニティ・スペースにぎわい空間 整備事業』 ○事業内容 アステホールのにぎわい空間整備 ○実施時期 <u>平成 24～26 年度</u>	○実施主体 <u>川西都市開発株式会社</u>	○位置付け アステホールは、講演会や各種 発表会などに利用できる約 500 ㎡の多目的ホールで、「駅周辺都市 整備計画基本構想」の川西能勢口 駅南地区第2 種市街地再開発事業 により建設されたアステ川西内に あり、公益的な多目的ホールとし て、文化活動や芸術活動の向上の ために、多くの市民に活用されて いる。コミュニティ・スペースに ぎわい空間整備事業は、市民や来 街者の文化・音楽・交流などのニ ーズの高まりと多様な用途への対 応のために位置付けており、 <b>当 施設での音響・防音・照明設備と 内装の改修工事を行うことによ り</b> 、魅力的な中心市街地の創造 に寄与する。 ○必要性 この事業は、中心市街地における 文化活動と教育活動の向上を促 進し、回遊・滞留・交流の拠点と し、中心市街地における高度な文 化創造空間に資するものであり、 中心市街地における「魅力的で便 利な『かわにしの	○支援措置名 <u>支援措置なし</u> ○実施時期	

○事業名 15:交通バリアフリー重点整備地区基本構想に基づく道路特定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 02:中央北地区特定土地 区画整理事業(再掲) ○事業内容 中央北地区における都市 基盤や都市施設の整備及 び適切な土地利用の促進 ○実施時期 平成22年度～ ※工事着手は平成25年度 以降	○実施主体 川西市	○位置付け 中央北地区は、中心市街地の 将来における総合的発展と、中 央北地区の生活環境改善を図る ために策定された「中央北地区 土地利用構想」の区域であり、 当該地区の新しいまちづくりと して位置付けている。住宅街区 整備事業の手法を土地区画整理 事業に変更し、都市基盤整備と 生活環境の改善を行うことによ り、魅力的な中心市街地の創造 に寄与する。 ○必要性 この事業は、中心市街地の活性 化に向けて、当地区と川西能勢 口駅周辺との総合的なまちづく りを行うものであり、中心市街	○支援措置名 <u>社会資本整備総 合交付金(都市 再生土地区画整 理事業)</u> ○実施時期 <u>平成23年度～</u>	

		せぐち』の創造」及び「楽しみ ながら回遊したくなる『かわに しのせぐち』の創造」の目標達 成のために寄与するものであ る。		
○事業名 15:交通バリアフリー重点整備地区基本構想に基づく道路特定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)からの移設				



		地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。		
--	--	---	--	--

--	--	--	--	--

(2) ② ～ (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ①～移設				

(2) ② ～ (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 02：中央北地区特定土地 区画整理事業（再掲） ○事業内容 中央北地区における都市 基盤や都市施設の整備及 び適切な土地利用の促進 ○実施時期 平成22年度～ ※工事着手は平成25年度 以降	○実施主体 川西市	○位置付け 中央北地区は、中心市街地の 将来における総合的発展と、中 央北地区の生活環境改善を図る ために策定された「中央北地区 土地利用構想」の区域であり、 当該地区の新しいまちづくりと して位置付けている。住宅街区 整備事業の手法を土地区画整理 事業に変更し、都市基盤整備と 生活環境の改善を行うことによ り、魅力的な中心市街地の創造 に寄与する。 ○必要性 この事業は、中心市街地の活性 化に向けて、当地区と川西能勢 口駅周辺との総合的なまちづく りを行うものであり、中心市街 地における「安全で便利な『か わにしのせぐち』の創造」に必 要な事業であり、「魅力的で活 気のある『かわにしのせぐち』 の創造」及び「楽しみながら回 遊したくなる『かわにしのせぐ ち』の創造」の目標達成のため に寄与するものである。	○支援措置名 <u>支援措置なし</u> ○実施時期	社会資本整備 総合交付金 (都市再生土地 区画整理事業)の活 用を検討



○事業名 05：回遊動線形成促進事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
○事業名 16：パルティ川西リニューアル支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1)～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1)～(4) 略

○事業名 05：回遊動線形成促進事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
○事業名 16：パルティ川西リニューアル支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1)～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1)～(4) 略